

(第1条関係)寒川町一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ (期末手当) 第17条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。 4～7 (略) ～ 略 ～	～ 略 ～ (期末手当) 第17条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。 4～7 (略) ～ 略 ～

(第2条関係)寒川町一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ (期末手当) 第17条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。 4～7 (略) ～ 略 ～	～ 略 ～ (期末手当) 第17条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。 4～7 (略) ～ 略 ～

(第3条関係)寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ (給与条例の適用除外等) 第8条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第16条第3項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは、「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第16条第3項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは、「管理職手当を支給される職員及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年寒川町条例第2号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。 3・4 (略) ～ 略 ～	～ 略 ～ (給与条例の適用除外等) 第8条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第16条第3項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは、「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第16条第3項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは、「管理職手当を支給される職員及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年寒川町条例第2号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。 3・4 (略) ～ 略 ～

(第4条関係)寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ (給与条例の適用除外等) 第8条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第16条第3項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは、「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第16条第3項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは、「管理職手当を支給される職員及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年寒川町条例第2号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とす	～ 略 ～ (給与条例の適用除外等) 第8条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第16条第3項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは、「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第16条第3項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは、「管理職手当を支給される職員及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年寒川町条例第2号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とす

る。 3・4（略） ～略～	る。 3・4（略） ～略～
---------------------	---------------------

（改正附則）

現 行	改 正 案
	<u>附 則</u> <u>この条例中第1条及び第3条の規定は公</u> <u>布の日から、第2条及び第4条の規定は令和</u> <u>3年4月1日から施行する。</u>